

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第5準備書面

2023年8月14日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子他



## 第1 はじめに 5

## 第2 人種差別撤廃条約の趣旨・内容が国賠法上の注意義務の内容となること

5

1 人種差別撤廃条約の概要.....	5
2 人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義と締約国の義務 .....	6
3 人種的プロファイリングが人種差別の一形態であること .....	8
4 警察官は「国及び地方の全ての公の当局及び機関」にあたること .....	11
5 人種差別撤廃条約の趣旨を国賠法の解釈・適用に反映させる必要があること .....	11
(1) 裁判所に求められる役割.....	11
(2) 人種差別撤廃条約の国内法的効力.....	12
(3) 人種差別撤廃条約の趣旨を反映させた裁判例 .....	13
ア 私人によって人種差別撤廃条約に反する入店拒否等の行為が行われた事例（静岡地判浜松支部平成 11（1999）年 10 月 12 日判時 1718 号 92 頁，確定） .....	13
イ 「外国人お断り」の札を掲げて外国人らの公衆温泉浴場の入店を拒否した事例（札幌地判平成 14（2002）年 11 月 11 日判時 1806 号 84 頁。札幌高判平成 16（2004）年 9 月 16 日で控訴棄却，最高裁で平成 17（2005）年 4 月 7 日上告不受理決定） .....	14
ウ 排外主義団体による人種差別的ヘイトスピーチをめぐる不法行為訴訟（損害賠償請求控訴事件大阪高判平成 26（2014）年 7 月 8 日判時 2232 号 34 頁） .....	14
エ ヘイトスピーチによる被害について人種差別に当たり強い非難に値するとして人種差別撤廃条約に照らした不法行為の解釈が行われ救済が与えられた事例（損害賠償請求控訴事件 高松高判平成 28（2016）年 4 月 25 日 LEX/DB25543016 同年 11 月 1 日最高裁で上告棄却により確定） .....	15

(4) 人種的プロファイリングが違法な差別である認定した人権条約機関による先例 .....	17
ア 事案の概要 .....	17
イ 自由権規約委員会の判断 .....	18
ウ 小括 .....	19
<b>第3 本件警察官らの行為が人種差別に当たること</b>	<b>20</b>
1 本件警察官らの行為は人種差別撤廃条約1条1項に定める人種差別にあたり、同2条の基本的な義務に違反するもので、同5条が保障する権利を侵害すること .....	20
(1) 原告らの外見が外国にルーツを持つことを想起させること .....	20
(2) 本件警察官らの具体的な行為について .....	20
(3) 本件警察官らの上記行為の人種差別撤廃条約の適用について .....	22
ア 人種差別撤廃条約第2条1項 (a) 及び (b) 並びに第4条(c)違反 .....	22
イ 人種差別撤廃条約第2条1項 (a) 及び (b) 並びに第5条 (b) 及び (f) 違反 .....	24
(4) 本件警察官らの上記行為が人種差別の「効果」を持つこと .....	25
2 本件警察官らの人種差別行為は人種的プロファイリングであること ....	25
(1) 人種差別撤廃委員会による一般的勧告36(甲28)に規定する人種的プロファイリングにあたること .....	25
(2) 共通要素 (b) 及び (c) を満たすこと .....	26
(3) 共通要素 (d) を満たすこと .....	27
(4) 本件における人種的プロファイリングの影響 .....	28
(5) 小括 .....	28
3 人種的プロファイリングは自由権規約の差別禁止規定にも違反すること	28
4 裁判所が原告らに適切な救済を与えなければならないこと .....	29
<b>第4 人種差別は違法性が大きく損害額も増大すること</b>	<b>29</b>

1 人種差別にあたる不法行為の場合には当該行為の悪質性が基礎づけられ 損害賠償額の認定においても考慮されるべきこと .....	29
2 公務員による人種差別はより重大であること .....	31
第5 訴外男性に対する原告母の個人情報の提供も人種差別行為の一部であ ること	31

## 第1 はじめに

本件において、警察官らが原告らに対して行った行為（本準備書面第3の1の（2）、及び第5）は、人種差別撤廃条約における「人種差別」に該当するものである。

そして、人種差別撤廃条約の締約国である日本は、人種差別行為に対する「効果的な保護及び救済措置」の確保、並びに差別の結果として被った損害に対して「公正かつ適正な賠償又は救済」を裁判所に求める権利を確保することが求められるところ（同条約6条）、原告らには、上記警察官らの人種差別について、当該条約に定める「公正かつ適正な賠償又は救済」が認められなければならぬ。

本準備書面では、訴状第4・2（3）及び第5において論じた人種差別と損害について補足する。

具体的には、①人種差別撤廃条約の趣旨・内容が国賠法上の注意義務の内容となること（訴状第4・2（3）ア、本準備書面第2）、②事実の評価として、本件警察官らの行為が人種差別に当たること（訴状第4・2（3）イ、ウ、本準備書面第3）、③人種差別は違法性が大きく、損害額も増大すること（訴状第5、本準備書面第4）を論じる。

また、原告母の個人情報を訴外男性に提供した行為も、人種差別行為にあたるという点について、本準備書面で補足する（本準備書面第5）。

## 第2 人種差別撤廃条約の趣旨・内容が国賠法上の注意義務の内容となること

### 1 人種差別撤廃条約の概要

人種差別の撤廃は、差別のない人権尊重に向けた国連の活動の中でも当初から最も重点が置かれている事柄であり（国連憲章1条3項「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること」），差別のない世界を実

現することが国際社会のコンセンサスであったことを背景に、人種差別撤廃条約は、自由権規約に先立ち、いち早く1965年に国連で採択された国際人権条約である。

日本は、比較的遅く1995年12月15日にこれに加入し、本条約は1996年1月14日、日本について効力を発生している。

## 2 人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義と締約国の義務

(1) 人種差別撤廃条約において、「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享乐し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」をいう（1条1項）。

この差別禁止事由のうち、「人種」とは、皮膚の色、髪の色や形状等、身体の生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団を指し、「皮膚の色」とは、このような生物学的諸特徴のうち、代表的な特徴を掲げたものである。

また、「民族的若しくは種族的出身」(national or ethnic origin)とは、いざれも社会通念上、言語、宗教、慣習等の文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団の出身であることを指す<sup>1</sup>。「世系 (descent)」とは出生を指す概念であり、出生によってその地位が決定される、法律上又は事実上の身分階層制（インドにおけるカースト差別、日本の部落差別等）を含む。なお、これらの「人種」、「皮膚の色」等の差別禁止事由は、必ずしも相互に排他的なものではなく、いくつかの事由が重複した差別の場合も当然考えうる。

---

<sup>1</sup> 「民族的出身」の英語正文は national origin であるが、national は「国民的」とも「民族的」とも訳しうる多義的な語である。現実には、国籍の有無は外見だけからは分からぬことも多く、日本国籍を有する者でもその外見によって差別の対象になりうるよう、民族差別と外国人差別はオーバーラップして現れる。よって、national origin は、国民的出身、すなわち現在又は過去の国籍を理由とした差別も含むと解するのが妥当である。

(2) そして、本条約は2条1項において各締約国に「(a) 個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保すること」を義務づけている。警察官は言うまでもなく「国及び地方のすべての公の当局及び機関」に含まれるから、締約国たる日本には、警察官が同条約にいう人種差別の行為又は慣行に従事しないことを確保する義務がある。また、同項(b)は、各締約国は「いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないこと」を約束するとしている。また、同条約は、4条(c)でも、「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」を締約国の義務として規定している。

加えて、本条約5条は、同2条の基本的な義務に従い、締約国は「特に次の権利の享有にあたり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的もしくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障する」とした中で、「(f)輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の利用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利」を規定している。また、5条は(b)として、「暴力又は傷害（公務員によって加えられるものであるか、いかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。）に対する身体の安全及び国家による保護についての権利」も保障しており、これは、警察官らが、訴外男性から人種差別的な意図に基づく直接的な暴力や人種差別的な言動に曝されていた原告らを保護することなく、それどころか、警察署で原告らに対して身体的苦痛を伴う事情聴取を行なった本件にもまさに関係する条文である。

さらに、5条は柱書において「特に次の権利の享有にあたり」と規定しており、これらは例示的に挙げられたものであるから、ここに明記されていない権利・自由の享有においても人種差別は許されない。

(3) 上述したように本条約 1 条 1 項は「人種差別」を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」としているから、問題となる行為が本条約にいう「人種差別」に該当するためには、諸権利の認識、享有又は行使を妨げ又は害する「目的又は効果」が必要であるとされる。

すなわち、目的「又は」効果のいずれかが存在すれば足りるのであって、上記の目的がなく、又はその存在が立証できない場合であっても、行為の「効果」において人種差別に該当しうるのである。

この点について、人種差別撤廃委員会は、当該行為が、特定の人種集団に対して正当化されない異質の影響 (an unjustifiable disparate impact) を有するかどうかを検討するとしている (甲 26 【General recommendation No. 14 on article 1, paragraph 1, of the Convention, UN Doc. A/48/18, para. 2】)。

したがって、仮に諸権利の認識、享有又は行使を妨げ又は害する目的が立証されなかつたとしても、「目的又は効果」と明記する 1 条 1 項の定義から、正当化できない差別的影響があつたかどうかが客観的に問われることになるから、単に「差別するつもりはなかつた」、「差別する意識はなかつた」という行為者の主觀的な意識のレベルの事柄をもつて本条にいう人種差別がなかつたとするることはできない。

### 3 人種的プロファイリングが人種差別の一形態であること

近年、警察等の法執行機関が、人種や皮膚の色、宗教等に基づいて差別的な職務執行を行うことが多くの国で発生し、「人種的プロファイリング (racial profiling)」として問題化しているところ、国連人権高等弁務官は人種的プロ

ファイリングを「法執行機関が、人々を職務質問、詳細な搜索、身元確認及び捜査の対象としたり、個人が犯罪活動に関与したと判断したりするために、客観的な証拠や個人の行動ではなく、人種、皮膚の色、世系、又は国民的もしくは種族的出身に基づく一般化に依拠する過程」を指すとし、これを差別的な意思決定を生み出すものとして懸念している (United Nations, *Preventing and Countering Racial Profiling of People of African Descent: Good Practices and Challenges*, 2019, p. v)。このような行為が人種差別であることは、論を俟たない。

承知のとおり、人権条約の規定の解釈については、実際、各条約の下で設置され条約上の制度を運用している条約機関（委員会）によって、「一般的意見（条約により「一般的勧告」）」、「総括所見」、「見解」という文書が発出されており、締約国には、これらの内容を十分に尊重しつつ条約義務を遵守することが求められている（甲24・18頁）。

人種差別撤廃委員会は、すでに2005年の「刑事司法制度の運営及び機能における人種差別の防止に関する一般的勧告31」（甲27）において、刑事司法手続における人種差別の防止の必要性について述べていたが、2020年には、人種的プロファイリングを特に取り上げ詳説した一般的勧告を採択している（甲28「法執行機関職員による人種的プロファイリングの防止及び撲滅に関する一般的勧告36」）。この一般的勧告36によれば、人種的プロファイリングに普遍的な定義はないしつつ、「(a) 法執行当局によって行われるものであり、(b) 客観的な基準や合理的な正当化 事由によって動機付けられておらず、(c) 人種、肌の色、世系、國若しくは民族的出自、又はこれらと宗教、性別若しくはジェンダー、性的指向と性自認、障がいと年齢、移住者の地位、又は就労若しくはその他の地位等の他の関連する理由との交差に基づき、(d) 特定の文脈、例えば、出入国管理や犯罪活動、テロリズム、又は法律に違反しているか、若しくは法律に違反している可能性があるとされるその他の活動との戦いにおいて利用され

るもの」(13 項), 「警察及びその他の法執行機関が, 人を捜査活動の対象としたり, 個人が犯罪活動に寄与しているかどうかを判断したりするための根拠として, いかなる程度であれ, 人種, 皮膚の色, 世系, 又は民族的もしくは種族的出身に依拠する慣行」(18 項) と規定され, 「ステレオタイプ及び偏見と結び付いており, 意識的でも無意識的でもあり得る上, 個人的でも制度的でも構造的でもあり得る。」(20 項) とされる。

また, 「本条約の 2 条に基づき, 各国は, 個人, 集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事せず, 国及び地方のすべての公の機関がこの義務を遵守して行動することを確保することを約束している。人種的プロファイリングは, 人種差別的な事件や人種的偏見・ステレオタイプを助長し永続化させる可能性のある行為であり, 本条約の理念に反している。従って締約国は, 人種的プロファイリングが行われず, 促進されないようにするために, 政策, 法律及び規則を見直す義務がある。人種的プロファイリングの行為に従事することの禁止及び公的機関が人種的プロファイリングの慣行に従事しないことを確保する義務」が条約 5 条から導かれるとする (23 項)。

そして, 「本条約 6 条に基づき締約国は, その管轄下にあるすべての人に対し, いかなる人種差別行為からも実効的に保護されることを保障する義務を負っている。... 締約国は, 自国の国内法秩序が, 人種的プロファイリングが行われた場合にはそのことを明らかにし, そのような行為を終わらせるための適切かつ効果的なメカニズムを含むようにする義務がある。締約国はまた, 人種的プロファイリングという形態での人種差別の結果として被った損害に対して, 公正かつ適正な賠償又は救済を求める権利を保障しなければならない」(24 項) とし, 人種差別撤廃委員会は, 条約 6 条に基づき被害者が効果的な救済を受ける権利があることも強調している。

すなわち, 警察官ら法執行機関による人種的プロファイリングは人種差別的な職務執行として, 本条約 2 条及び同 5 条に違反するものであり, 国賠法上の

解釈適用に当たり、これらの条項及び救済規定である同6条に照らした司法判断が求められる。

#### 4 警察官は「国及び地方の全ての公の当局及び機関」にあたること

人種差別撤廃条約第4条（c）は、「国及び地方の全ての公の当局及び機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」を締約国の義務として規定している。

警察官は「国及び地方の全ての公の当局及び機関」に含まれるものであり、締約国である日本は、警察官が同条約に言う人種差別の行為又は慣行に従事しないことを確保する義務がある。

#### 5 人種差別撤廃条約の趣旨を国賠法の解釈・適用に反映させる必要があること

##### （1）裁判所に求められる役割

当然ながら、裁判所も「国及び地方の全ての公の当局及び機関」に含まれるものであり、「国及び地方の全ての公の当局及び機関」（本件では警察官）が人種差別を助長する行動をした場合には、裁判所は、同条項に基づきこれを「認めない」（すなわち、「違法」）という判断をすることが必要である。

加えて、同条約6条は、締約国が「自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する」義務を定める。

したがって、同条約に反する人種差別行為を受けた者は、効果的な保護・救済を求め、並びに差別の結果被った損害に対し公正かつ適正な賠償又は救済を求める権利があり、この権利を確保する義務は、国家機関として条約の

遵守義務を負っている裁判所にあることになる。

## (2) 人種差別撤廃条約の国内法的効力

日本は、条約の「自動的受容」ないし「一般的受容」と言われる体制をとる。すなわち、国が批准または加入した条約は、特別の国内法的措置を取らずとも、官報に掲載するという公布の手続を経るだけで、それ自体、国内的効力を有する（憲法98条2項の国際協調主義による。政府見解・通説・判例）。また、国内法上の序列としては、条約は法律に優位する（同じく憲法98条2項による。政府見解・通説・判例）。したがって、人種差別撤廃条約に違反する行為は、国賠法上の注意義務違反となる。これには、積極的に「人種差別」に当たる行為をしたときのみならず、不作為により人種差別行為を助長したとき等も含まれる。

また、一般的に、人権条約は、人権保護に関する規範として、内容的に憲法と大きく重なる分野を規律する一方で、しばしば、憲法の人権保障よりも充実した内容の規定を置いている。この場合、その条約の規定は、憲法の人権規定の解釈を広げ、豊富化するものとして用いられる。日本政府が憲法適合的として批准した人権条約は、憲法を具体化する解釈指針になるからである（人権条約適合的解釈）。したがって、人種差別撤廃条約の加入に伴い、憲法14条1項後段の「人種」を人種差別撤廃条約に沿って解釈することとなる。

以上より、国賠法との関係においては、公務員の行為が、人種差別撤廃条約上の「人種差別」に該当する場合、あるいは、同条約上の公務員の義務に違反する場合には、当該行為は当然に国賠法上も違法となり、同時に憲法14条1項後段違反ともなる。

### （3）人種差別撤廃条約の趣旨を反映させた裁判例

（2）で述べた人種差別撤廃条約の国内法的効力については、これまで、私人間の不法行為の事案において、民法90条の解釈に人種差別撤廃条約の趣旨を取り込んで解釈するという裁判例が確立してきた。私人間の場合ですら、人種差別撤廃条約の趣旨が取り込まれて判断されているのであるから、直接に条約上の義務を負う公務員による不法行為の判断に、人種差別撤廃条約が取り込まれ、国賠法上違法となることは、自明である。

以下、不法行為規定の解釈に人種差別撤廃条約の趣旨を反映させて、人種差別の被害者に救済を与えた裁判例を紹介する。

ア 私人によって人種差別撤廃条約に反する入店拒否等の行為が行われた事例（静岡地判浜松支部平成11（1999）年10月12日判時1718号92頁、確定）

当該事件で、裁判所は人種差別撤廃条約に言及し、「『この条約の実施のために、新たな立法措置及び予算措置を必要としない』旨の外務省の説明である。... しかしながら、人種差別撤廃条約は、この条約の前文に掲げている世界人権宣言等が、自由権、平等権、人種差別の禁止等の基本的人権を高らかに世界に宣言しているのにとどまるのに比べて、一步を進め個人や団体の差別行為についての採るべき立法その他の措置を締約国に要求している。このことは、わが国内において、人種差別撤廃条約の実体規定に該当する人種差別行為があった場合に、もし国又は団体に採るべき措置が採られていなかった場合には、同条約6条に従い、これらの国又は団体に対してその不作為を理由として少なくとも損害賠償その他の救済措置を採りうることを意味する。そしてまた、何らの立法措置を必要としない外務省の見解を前提とすれば、本件のような個人に対する不法行為に基づく損害賠償請求の場合には、右条約の実体規定が不法行為の解釈要件とし

て作用するものと考えられる。」として、不法行為の成立を認め店主に 150 万円の損害賠償の支払いを命じている。

イ 「外国人お断り」の札を掲げて外国人らの公衆温泉浴場の入店を拒否した事例（札幌地判平成 14（2002）年 11 月 11 日判時 1806 号 84 頁。札幌高判平成 16（2004）年 9 月 16 日で控訴棄却、最高裁で平成 17（2005）年 4 月 7 日上告不受理決定）

当該事件において、公衆温泉浴場を経営する店主は、「外国人お断り」の札を掲げて米国人らの入店を拒否した後、帰化して日本国籍を取得した者に対してもその対応を変えなかったことから、裁判所は、「実質的には日本国籍の有無という国籍による区別ではなく、外見が外国人に見えるという、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法 14 条 1 項、国際人権 B 規約 26 条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたる」と判断した。当該差別行為は「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限」であり人種差別撤廃条約上の人種差別にあたるとして不法行為の成立を認め 100 万円の損害賠償の支払いを命じている。

ウ 排外主義団体による人種差別的ヘイトスピーチをめぐる不法行為訴訟（損害賠償請求控訴事件大阪高判平成 26（2014）年 7 月 8 日判時 2232 号 34 頁）

この判決で大阪高裁は、不法行為の判断基準として、憲法と並んで人種差別撤廃条約を用い、同条約の趣旨は不法行為の悪質性を基礎付けることになるとして以下のように判示している。

「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとし

ても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法 13 条、14 条 1 項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。」「したがって、… 私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法 709 条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」「上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」

すなわち、ヘイトスピーチが、人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当し不法行為にあたるというだけでなく、不法行為が人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当する違法性を帯びたもので、無形損害の拡大、精神的苦痛の増大に寄与し、填補損害額の認定において考慮されなければならない要素とされている。

エ ヘイトスピーチによる被害について人種差別に当たり強い非難に値するとして人種差別撤廃条約に照らした不法行為の解釈が行われ救済が与えられた事例（損害賠償請求控訴事件 高松高判平成 28（2016）年 4 月 25 日 LEX/DB25543016 同年 11 月 1 日最高裁で上告棄却により確定）

当該事件は、徳島教職員組合事務所と組合員が、貧困の子どもへの募金を朝鮮学校にも届けたことを理由に、「在特会」会員らによって「朝鮮の

犬」「売国奴」「國賊」等と怒号する襲撃の対象となり、またその現場を撮影した動画をインターネットで公開して拡散された事案である。

高松高裁は、以下のとおり判示し、当該事件の被告らの行為が人種差別的目的を持ち、かつその効果もあったことを認定し、さらに、示威活動の様子をインターネット上で公開し拡散した行為は、人人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当することを認め、強い非難に値し、違法性の強いものであるとして、組合に対し103万円余、事務員に対し333万円余の、一審判決（約230万円）を大きく上回る額の損害賠償を命じている。

「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が『人種差別』として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。第1審被告らの本件各示威活動やその映像をインターネット上に公開する行為は．．．差別の対象とする在日朝鮮人らを支援する者は第1審被告らから攻撃を受け、様々な被害を蒙るということを広く知らしめ、その支援活動に萎縮効果をもたらすことを目的としたものであり、．．．本件各示威活動等が行われ、その映像がインターネット上で公開された後、第1審原告組合の事務所に嫌がらせ電話が殺到し、ニコニコ動画にアップロードした動画には視聴者による夥しい数の第1審原告らを非難中傷するコメントが書き込まれたことからも、その目的に沿う効果があったことは容易に推認できるところであり、人種差別撤廃条約1条に定義する、少数者の『平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの』に該当し、強い非難に値し、違法性の強いものというべきである」。

#### (4) 人種的プロファイリングが違法な差別である認定した人権条約機関による先例

法執行機関による人種的プロファイリングは、すべての者は法律の前に平等であり、人種、皮膚の色等のいかなる理由による差別もなく法律による平等の保護を受ける権利を有する（26条）とした自由権規約に照らしても大きな問題がある。以下、自由権規約の個人通報事案で、警察による人種的プロファイリングについて自由権規約26条違反が認定された先例（ウィリアムズ・ルクラフト対スペイン事件、通報No.1493/2006 甲29）である。

同先例は人種差別撤廃委員会によるものではないが、人種的プロファイリングが違法な差別であると直接的に認めた最初の人権条約機関の判断であり、上述した人種差別撤廃委員会による「法執行機関職員による人種的プロファイリングの防止及び撲滅に関する一般的勧告36」（甲28）にも引用されており、人種差別撤廃条約における人種差別の認定においても大いに参考となる。

##### ア 事案の概要

家族で旅行中、黒人である通報者ウィリアムズ・ルクラフトのみが駅で警察に呼び止められて身分証明書の提示を求められ、その理由が「有色の人々」に対する身分確認であったと告げられたことから、通報者がこれを人種差別であるとして国内で提訴したものの、黒人であって身分証提示を求められたことは不均衡とは言えないなどとして退けられたため自由権規約委員会に個人通報をした事案で、自由権規約委員会は2009年、後記(2)のように述べて、効果的な救済に関する自由権規約2項3項と合わせて同規約26条の違反を認定している。

## イ　自由権規約委員会の判断

「7.2.... 委員会は、公の安全又は犯罪防止の目的で行われる身分確認一般は、正当な目的に資するものであると考える。しかし、当局がそのような確認を行う際には、それを受けた人の身体的又は種族的特徴はそれ自体、当該国における不法滞在の可能性を示すものとみなされるべきではない。また、特定の身体的又は種族的特徴をもった人のみを標的とする形で行われるべきものでもない。そうでなければ、こうした確認は、関係する個人の尊厳に否定的な影響を与えるのみならず、公衆全体に外国人嫌悪の態度を広めることにつながり、人種差別と闘うことを目的とした実効的な政策に逆行するであろう。

7.3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約違反に対する国家の国際責任は... 権限をもった国家機関のいずれかの作為又は不作為から生じる。本件では、警察官が皮膚の色の基準に基づいて身分確認を行うことを明文で求めた文書による命令があったとは思われない一方で、当該警察官は、その基準に従って行動していると自ら考えていたようであり、かつ当該基準は、事件を審理した裁判所によって正当と認められていた。当事国の責任は、[そのような行政機関及び司法機関の行為の結果]明らかに生ずる。....

7.4. 本件では、事件書類から、当該の身分確認は一般的性格のものであったことが推測されうる。通報者は、彼女の周囲では他の誰も身分確認を受けておらず、彼女を呼び止めて質問した警察官は、なぜ近くの他の誰でもなく彼女が身分証提示を求められたのかの説明として、彼女の身体的特徴に言及したと主張している。これらの主張は、通報者が訴えを提起した行政機関及び司法機関においても、また委員会の手続においても、反駁されていない。この状況において、委員会は、通報者はもっぱら彼女の人種的特徴を理由として身分確認の対象として抜き出されており、彼女が違法

行為に関わっていると疑われたことにおいてはそれらの特徴が決定的なものであったとしか結論できない。さらに、委員会は、区別の基準が合理的かつ客観的なものでありかつ目的が規約上の正当な目的を達成するためのものである場合には、あらゆる取扱いの相違が差別を構成するわけではない、という先例法を想起する。本件では委員会は、合理性及び客観性の基準が満たされなかつたという見解である。さらに、通報者には、例えば救済措置としての謝罪によって、いかなる満足も提供されていない。

8. 以上に照らして、自由権規約委員会は… 本件における事実は、規約2条3項と併せ読んだ26条の違反を示すという見解である。

9. 規約2条3項(a)に従い、当事国は通報者に対し、公的な謝罪を含む効果的な救済を提供する義務を負う。当事国はまた、公務員が本件でみられた類の行為を繰り返さないことを確保するため、あらゆる必要な措置を取る義務を負う。」

#### ウ 小括

上記のとおり、自由権規約委員会の先例では、警察官が人の人種的特徴を理由として身分確認の対象とした行為は、合理的かつ客観的な基準によるものとは言えず26条に反する差別的行為であること、また、これに対して国内裁判所が効果的な救済を与えなかつたことは、救済に関する2条3項の問題を生じ、当事国によるこれらの規定の違反となるとされている。

この事件において自由権規約委員会は、人種差別的な身元確認のような、法執行官による人種差別的な職務執行は、対象となる個人の尊厳に否定的な影響を与えるのみならず、公衆全体に外国人嫌悪の態度を広めることにつながる、とも指摘している。法執行機関が特定の宗教の人々をターゲットとして監視活動を行うことは、それ自体、対象者に対する否定的効果ということを超えて、法執行機関内部、ひいては社会全体に対して、そのよ

うな差別的な監視活動が許されるのだという、差別を正当化する観念を広げる効果をもたらすのである。

なお、この先例で自由権規約委員会が言及しているように、国家機関による条約違反は国家責任（国際法違反に対する国家の国際責任）を生じさせるのであり、行政機関が行った条約違反行為に対して、国際法の遵守を国内的平面で最終的に確保する任を担う司法機関がそれを違法とし被害者に適切な救済を与えなければ、国家責任が生じる。

### 第3 本件警察官らの行為が人種差別に当たること

1 本件警察官らの行為は人種差別撤廃条約1条1項に定める人種差別にあたり、同2条の基本的な義務に違反するもので、同5条が保障する権利を侵害すること

#### （1）原告らの外見が外国にルーツを持つことを想起させること

原告母は、A国籍で同国出身の外国人であり、肌の色や顔立ち、令和3年6月1日の服装などは、日本において少数者である民族的人種的ルーツを持つ者であることを想起させる。また、原告娘は、日本国籍を有する者であるが、原告母と同じく、外見上、日本において少数者である民族的人種的ルーツを持つ者であることを想起させる。実際、訴外男性が「外人」、「在留カード出せ」などと差別的・侮蔑的発言を繰り返したのは、原告らを外国人であると、外見から判断したものと考えられる。

本件警察官らも、当初より原告らを外国にルーツを持つものと認識したこと（かかる認識を持つこと自体は問題ではない。）は明らかである

#### （2）本件警察官らの具体的な行為について

本件警察官らは、原告らが本件状況を否定しており、他に客観的な根拠がないにも拘らず、原告らが外国にルーツを持つことを認識した上で、原告娘が

訴外子を蹴ったと判断し、下記の行為を行った。さらに、人種差別的言動を繰り返す訴外男性に対して原告らの個人情報を提供している（本件個人情報の提供については、第5で詳しく述べる。）。

- ① 訴外男性が「ガイジンは生きる価値がない」、「死ね」、「国へ帰れ」、「税金の無駄遣い」、「ゴミ」、「在留カード出せ」などと原告らに対する差別的な言動を繰り返すことを咎めようとしなかったこと
- ② 臨場した警察官の一人が、原告娘に対し「お前がどうせ蹴ったんだろう」「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」などと発言したこと
- ③ 訴外男性には現場説明の機会を与える一方で、原告らには現場説明をさせず、さらに、原告娘に訴外男性が説明した原告娘の行為態様を再現させることもなかったこと
- ④ 原告らが複数回帰宅を希望する意思を明示したにも関わらず、約4時間30分にわたって本件事情聴取を行ったこと
- ⑤ 原告母の母語での通訳の要否を確認することなく、英語での電話通訳という措置を取ったこと
- ⑥ 最大で5名の警察官が原告らを取り囲んだ状態で本件事情聴取が行われたこと
- ⑦ 食事の機会を与えず、トイレやオムツ交換を許さないなど原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったこと
- ⑧ 原告娘を単独で事情聴取したこと、一方的に訴外男性の言い分が正しいという前提で事情聴取をしたこと
- ⑨ 警察官が訴外男性の言い分を認めるよう迫ったこと
- ⑩ 原告らに意思確認をすることなく写真撮影をしたこと

(3) 本件警察官らの上記行為の人種差別撤廃条約の適用について

ア 人種差別撤廃条約第2条1項 (a) 及び (b) 並びに第4条(c)違反

第1・2・(3)で前述したとおり、公務員たる本件警察官らには、人種差別撤廃条約上、「人種差別を助長し又は扇動することを認めない」義務（第4条(c)）があり、地方公共団体たる被告には、その公務員が「個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しない」ように確保する義務（第2条第1項(a)）、「いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しない」義務（同条同項(b)）がある。

訴外男性が、原告らに対して繰り返していた「ガイジン」、「帰れ」、「ゴミ」、「在留カード出せ」という発言は、原告らを見下し、民族或いは国籍に基づいて排除・排斥を訴えるもので、原告らの尊厳を傷つけるとともに、本件公園やその付近にいた人々に不安感や嫌悪感を抱かせるとともに、差別意識や人種的憎悪を煽るものであって、決して許されない人種差別的発言であり、いわゆるヘイトスピーチに当たる。

かかる発言を繰り返しながら騒ぎ立てていた訴外男性に対し、警察官らは、当該発言が人種差別的な言動に当たるとして、訴外男性の言動を止める義務があった。

この点、被告は、臨場した警察官は「そんなこと言うのはやめてください」等の何度も注意したというが、原告らも、その場にいた訴外通訳者もそのような発言は聞いていない。むしろ訴外通訳者は、「男性がこのような暴言を続けているにもかかわらず、警察官らは、男性の発言を止めるようなことはしていませんでした。警察官らがこのような暴言を止めもないということにひどく違和感をおぼえて、『なんで止めないんですか』と警察官に言いました。わざわざ警察官に声をかけたので、自分でもはっきりと記憶しています。男性がすごい剣幕で怒鳴り続けていたところ、警察

官らは 男性に迎合しているような感じがしました。」と述べている（甲 1 1）。訴外男性が、本件公園で人種差別的言動を一貫して繰り返していたこと、その後、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」などと警察が味方していることを仄めかしてツイッターなどで人種差別的言動を繰り返していることからすると、警察官らが、訴外男性のかかる発言を止めようとしていたとは到底考えられない。警察官らに、訴外男性の人種差別的言動を問題視する意識があれば、訴外男性の言い分をそのとおり受け取るのではなく、訴外男性の人種差別的言動を止めさせた上で、現にその標的となっている原告らの言い分を親身に聞くことに重点が置かれて然るべきであった。そのような対応がなされず、逆に、このような原告らに対する人種差別的発言を止めようとしない訴外男性から同人の言い分を進んで聴取しようとする自体、同人の人種差別的言動を許容したものと評価せざるを得ない（上記行為①）。

加えて、臨場した警察官の一人は、制止するどころか、原告娘に対し「お前がどうせ蹴ったんだろう」「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」などと述べたという（上記行為②）。被告は、警察官の当該発言を否認しているが、たまたまその場に居合わせた訴外通訳者が、警察官による特徴的な発言として明確に認識している（甲 1 1）。これらの警察官の言動は、明らかに、訴外男性という個人による人種差別を擁護又は支持したものである。

さらに言えば、本件警察官らが、人種差別的言動を繰り返す訴外男性には現場説明の機会を与える一方で、当該人種差別的言動の被害者である原告らには現場説明をさせず、さらに、原告娘に訴外男性が説明した原告娘の行為態様を再現させることもなく（上記行為③），一方的に訴外男性の言い分が正しいという前提で、訴外男性の言い分を認めるよう迫り（上記行為⑧及び⑨），結果として、訴外男性の言い分にしたがって、原告娘が

訴外子を蹴ったと判断し、訴外男性に原告らの個人情報を伝えたことも、訴外男性による人種差別を擁護または支持したものと評価せざるを得ない。

したがって、本件警察官らの上記行為は、人種差別撤廃条約第2条1項

(a) 及び (b) 並びに第4条(c)に違反する人種差別に当たる。

イ 人種差別撤廃条約第2条1項 (a) 及び (b) 並びに第5条 (b) 及び (f)  
違反

訴外男性が申し立てたと主張する本件状況が、原告娘にとって実現不可能であることは原告第2準備書面第4の2の(2)・37~39頁のとおりであり、また、訴外男性の言い分があり得ると認めた本件警察官らの判断過程に合理性がないことは、原告第4準備書面の原告ら主張部分全体をとおして詳細に指摘するものである。

したがって、本件では防犯カメラ映像などの客観的証拠はなく、本件警察官らには訴外男性の言い分が正しいと考えるべき合理的な理由は皆無であって、むしろ、訴外男性の差別的・侮辱的言動を目撃しており、その言い分を疑うべき事情があった。

それにもかかわらず、かつ、幼児の喧嘩という軽微な事案であるにもかかわらず、訴外男性の言い分にしたがって原告娘が訴外子を蹴ったと決めて行なった上記③~⑩の各行為は、原告らの意思を無視し、原告らに身体的精神的苦痛を負わせるもので、明らかに必要性相当性を欠いている。

このような本件警察官らの各行為は、原告らが、原告らの権利・利益を軽視ないし無視し、人種差別的な意図を持つ訴外男性から、直接的な暴力や人種差別的な言動に曝されていた原告らの、「差別なしに、すべての者が法律の前に平等」に警察による保護をはじめとする「身体の安全及び国による保護を受ける権利」（人種差別撤廃条約第5条(b)）を侵害するものである。

また、本件公園において、訴外男性から人種差別的な意図から直接的な暴力や人種差別的な言動に曝されていた原告らに対して、かかる保護を与えたかったことは、原告らの「公園等一般公衆の利用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利」(同条(f))をも侵害するものである。

したがって、本件警察官らの上記行為は人種差別撤廃条約第2条1項(a)及び(b)並びに第5条(b)及び(f)に違反する人種差別に当たる。

#### (4) 本件警察官らの上記行為が人種差別の「効果」を持つこと

なお、人種差別撤廃条約上の人種差別の定義は第2の2で前述したとおりであり、同条約上の諸権利の認識、享有又は行使を妨げ又は害する「目的又は効果を有するもの」であって、仮に当該「目的」が立証されなかつたとしても、当該「効果」を有するものものであれば足りる（人種差別撤廃条約1条1項）。

ここにいう「効果」とは、正当化できない差別的影響があったかどうかを客観的に問うものであり、単に「差別するつもりはなかった」、「差別する意識はなかった」という行為者の主観的な意識のレベルの事柄をもって人種差別撤廃条約にいう人種差別がなかつたとすることはできない。

本件警察官らの上記行為は、原告らに対し正当化できない差別的影響を及ぼすことは明らかであって、上記「効果」が認められ、本件警察官らの主觀にかかわらず、人種差別撤廃条約第1条1項の規定する人種差別に当たる。

## 2 本件警察官らの人種差別行為は人種的プロファイリングであること

### (1) 人種差別撤廃委員会による一般的勧告36(甲28)に規定する人種的プロファイリングにあたること

原告らに対する本件警察官らの上記行為は、上記第2の3で前述した人種差別撤廃委員会による一般的勧告36(甲28)の13項に規定する人種的

プロファイリングの「共通要素」とされる「(a) 法執行当局によって行われるものであり、(b) 客観的な基準や合理的な正当化事由によって動機付けられておらず、(c) 人種、肌の色、世系、国若しくは民族的出自、又はこれらと宗教、性別若しくはジェンダー、性的指向と性自認、障がいと年齢、移住者の地位、又は就労若しくはその他の地位等の他の関連する理由との交差に基づき、(d) 特定の文脈、例えば、出入国管理や犯罪活動、テロリズム、又は法律に違反しているか、若しくは法律に違反している可能性があるとされるその他の活動との戦いにおいて利用されるもの」、18項及び20項に照らし、同勧告36に規定する人種的プロファイリングにあたる。

この点、本件警察官らの上記行為が法執行当局によって行われた職務執行であることは明らかであり(a)、以下、一般的勧告36の13項に規定するその他共通要素(b)～(d)について述べる。

## (2) 共通要素 (b) 及び (c) を満たすこと

上記第3の1の(3)のアで前述したとおり、仮に、本件警察官らに訴外男性の人種差別的言動を問題視する意識があれば、訴外男性の言い分をそのとおり受け取るのではなく、訴外男性の人種差別的言動を止めさせた上で、現にその標的となっている原告らの言い分を親身に聞き、訴外男性の説明した原告娘の行為態様を原告娘に再現させることもできたはずであり、それらの対応が全くされなかったのは、本件警察官らに、訴外男性の人種差別的言動を問題視する意識が皆無であったことを示すものである。

それどころか、客観的な根拠が欠け、合理的な根拠がないにもかかわらず、人種差別的言動を繰り返す訴外男性に迎合し、一貫して訴外男性の申し立てたとおり原告娘が訴外子を蹴った疑い、結果としてこれを事実と判断し、その過程で上記行為を行なったもので、客観的な基準や合理的な正当化事由によって動機付けられたものとは考えられない(b)。

当該行為は、原告らの人種、肌の色、国若しくは民族的出自、又はこれらと特定の宗教、性別若しくはジェンダー、年齢、移住者の地位等の特定の属性及びそれらの交差に基づくものと考える他に説明しようがない（c）。

この点、[REDACTED] の「お前ほんとに日本語喋れねえのか」「お前がどうせ蹴ったんだろう」「お前が蹴ったからこんなことになってるんだろうが」などという発言（甲 11）は、本件警察官らの差別的な意識が上記行為の根拠となっていることを象徴的に示すものである。

もっとも、一般的勧告 36 の 18 項は、「根拠として、いかなる程度であれ、人種、皮膚の色、世系、又は民族的もしくは種族的出身に依拠する慣行」と規定し、また、同勧告の 20 項は「ステレオタイプ及び偏見と結び付いており、意識的でも無意識的でもあり得る上、個人的でも制度的でも構造的でもあり得る。」と規定しており、上記共通要素（b）及び（c）を肯定するにあたり、一般的な日本人であれば絶対に起こり得ないことや、意図的な差別であるかどうかは必要条件とならない。原告らの特定の属性が、本件警察官らの上記行為の根拠として相当程度依拠しいれば足り、また、それが無意識による偏見（アンコンシャスバイアス）によるものであっても足りる。

したがって、本件警察官らの上記行為は、上記共通要素（b）及び（c）を満たす。

### （3）共通要素（d）を満たすこと

一般的勧告 36 の 13 項は、「（d）特定の文脈、例えば、出入国管理や犯罪活動、テロリズム、又は法律に違反しているか、若しくは法律に違反している可能性があるとされるその他の活動との戦いにおいて利用されるもの」と規定しており、人種的プロファイリングは、犯罪捜査を目的とするものに限られない。

したがって、本件警察官らの上記行為は、当時 3 歳で刑事責任能力のない

原告娘の行為を問題とするもので、犯罪捜査を目的としたものではないが、原告娘の訴外子に対する暴行という違法行為の有無、及びこれに対する原告母の監督の適否の判断するために行われたものであり、上記共通要素（d）を満たす。

#### （4）本件における人種的プロファイリングの影響

第2の5の（4）で前述した事案において自由権規約委員会が指摘したとおり、本件における人種的プロファイリングについても、周囲で見ていた関係のない人たちには、原告らが何らかの違法行為を犯したために本件警察官らがこのような態度をとっていると見えたであろうことは想像に難くない。そのため、本件における人種的プロファイリングも、「関係する個人の尊厳に否定的な影響を与えるのみならず、公衆全体に外国人嫌悪の態度を広めることにつなが」（「イ　自由権規約委員会の判断」のパラグラフ「7.2.」）るものであって、人種差別の撤廃を目的とする人種差別撤廃条約の理念に反するものであることは明らかである。

#### （5）小括

以上のとおり、本件警察官らの上記行為は、一般的勧告36に照らし、人種的プロファイリングにあたり、かかる観点からも本条約2条及び同5条に違反する（上記第2の3）。

3 人種的プロファイリングは自由権規約の差別禁止規定にも違反すること  
なお、上記第2の5の（4）で述べたとおり、法執行機関による人種的プロファイリングは、効果的な救済に関する自由権規約2項3項と合わせて読んだ同規約26条の違反にも該当する。

#### 4 裁判所が原告らに適切な救済を与えなければならないこと

以上より、本件警察官らの行為は、人種差別に当たる。

人種差別撤廃条約及び自由権規約に照らせば、本件のように警察官が人種差別的な職務執行を行った場合には、裁判所は、人種差別撤廃条約の実体規定（2条、4条）及び救済に関する規定（6条）のほか、自由権規約の差別禁止規定（26条）及び救済に関する規定（2条3項）にも照らして司法判断を行う必要がある。

したがって、これら条約に違反する人種差別行為を受けた者は、効果的な保護・救済を求め、並びに差別の結果被った損害に対し公正かつ適正な賠償又は救済を求める権利があり、この権利を確保する義務は、国家機関として条約の遵守義務を負っている裁判所にあり、裁判所は、警察官という公的機関が人種差別を行った場合には、そのような行為を終わらせるため、かかる行為は人種差別に当たり国賠法上違法であることを示す判断を行い、さらに、被害者に対して適切な救済を与えなければならない。

#### 第4 人種差別は違法性が大きく損害額も増大すること

##### 1 人種差別にあたる不法行為の場合には当該行為の悪質性が基礎づけられ損害賠償額の認定においても考慮されるべきこと

ここまで見てきたとおり、人種差別撤廃条約や自由権規約に違反することから人種差別は、違法性が大きく、損害賠償額の認定においても、人種差別撤廃条約や自由権規約に違反する違法行為であることが反映されるべきである。

第2の5の（3）でも前述したとおり、私人による人種差別に関する裁判例では、人種差別撤廃条約が不法行為該当性の判断基準になることに加え、人種差別撤廃条約にいう人種差別にあたる不法行為の場合には、当該行為の悪質性が基礎づけられ、そのことが、損害賠償額の認定においても無形損害の大きさの観点から当然に考慮されることが、最高裁判例及び高裁裁判例によっても認

められている。

すなわち、排外主義団体による人種差別的ヘイトスピーチをめぐる不法行為訴訟（損害賠償請求控訴事件大阪高判平成26（2014）年7月8日判時2232号34頁）では、「上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」と、ヘイトスピーチによる被害について人種差別に当たり強い非難に値するとして人種差別撤廃条約に照らした不法行為の解釈が行われ救済が与えられた事例（損害賠償請求控訴事件 高松高判平成28（2016）年4月25日LEX/DB25543016 同年11月1日最高裁で上告棄却により確定）では、「人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、条約が『人種差別』として禁止し終了させる措置を求める行為の悪質性を基礎付けることになり、当該不法行為の違法性、非難可能性の程度を評価するにあたって十分に考慮しなければならない。…人種差別撤廃条約1条に定義する、少数者の『平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの』に該当し、強い非難に値し、違法性の強いものというべきである」としている。

また、直近では、東京高裁も2021年に、在日朝鮮・韓国人であることを理由に控訴人（当時中学生）を著しく侮辱するなど不当に差別的な記事をブログに投稿した行為について、当該ブログ記載の表現は「著しく差別的、侮辱的であるばかりでなく、その読者に対し、差別的・侮辱的言動を煽るものとなっており、控訴人の名誉感情を著しく害し、その個人としての尊厳や人格を損なうものであって、本件投稿行為は極めて悪質」であるとし、しかも不特定多数の第三者が容易に閲覧できるインターネット上の投稿であり控訴人に与えた精神的苦痛は多大であったことも当該投稿行為の「悪質性に関する重要な要素」であるとして100万円の慰謝料額（発信者情報開示関連費用相当損害の賠償20万

円及び弁護士費用相当損害の賠償10万円の合計で130万円）を認定しているが（東京高判令和3年5月12日LLI/DB 判例秘書登載），1件のブログ投稿であってもこのような賠償額が認められていることに留意が必要である。

## 2 公務員による人種差別はより重大であること

上記1と異なり，公務員による人種差別は，条約上の義務を直接負う者による行為であり，「関係する個人の尊厳に否定的な影響を与えるのみならず，公衆全体に外国人嫌悪の態度を広める」効果は私人による場合と比較にならない。

また，行政機関による条約違反は，それを国内裁判所が違法と認定して適切に救済を与えるのでなければ，他に効果的な救済はあり得ない。

本件警察官らによる行為は，それ自体が人種差別であるだけでなく，私人による人種差別を現に助長し，第5で後述するとおり，原告らに関する個人情報が人種差別的憎悪とともに拡散される深刻な事態を招来している。

したがって，裁判所は，私人による場合と比較してより悪質な人種差別を終了させるため，無形損害を適切に評価し，相当程度高額が認められて然るべきである。

## 第5 訴外男性に対する原告母の個人情報の提供も人種差別行為の一部であること

本件で警察官らが，原告母の氏名・住所・電話番号という個人情報を，原告母の同意なく訴外男性に提供したことは，憲法13条によって保護されている個人のプライバシー権，及び，これに鑑みて東京都が定めている個人情報保護条例（甲8）に反する違法行為と言えるが，国際人権法の観点からは，明らかに，人種差別を助長した行為に該当する違法な行為であり，人種差別撤廃条約が禁止する「人種差別」そのものである。

訴外男性は「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」とい

うコメント（甲9の2）を付しながら原告娘の顔写真や「A人の殺人未遂犯」なる投稿（甲20の1，2，4，5），原告母の氏名（甲20の7）や居住地（甲20の6）を開示する投稿をするに至っている。また、「A」と具体的国名を挙げ、さらに、原告母の宗教を信仰する信者らにとって神聖な神アッラーやその経典コーランを侮辱する記載もしている（甲20の1，2）。

仮に「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」ということ自体は事実ではないにしても、警察官らが自分の行動にお墨付きを与えているかのように振る舞う訴外男性のツイッター投稿の相当部分は、訴外男性に迎合した警察官らの対応に加えて、警察官らが原告母の個人情報を訴外男性に提供したことによって可能になったものであり、警察官らによる原告母の個人情報開示行為は、訴外男性による人種差別行為（公園での行為に続く、インターネット上の二次的な行為）を「助長」したと言わざるを得ず、人種差別撤廃条約2条1項（c）「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」に違反する。

これにより原告らは、これらの個人情報や、自身に対する人種差別的かつ、「殺人未遂犯」なる重大な虚偽を含む投稿が、インターネット上で全世界に拡散されるという二次被害に遭っており、これによる被害の大きさには甚大なものがある。なお、前述の通り、人種差別撤廃条約1条1項より、人種差別とは、同条約上の諸権利の認識、享有又は行使を妨げ又は害する「目的又は効果を有するもの」であって、仮に当該「目的」が立証されなかつたとしても、当該「効果」を有するものものであれば足り、単に「差別するつもりはなかつた」、「差別する意識はなかつた」という行為者の主観的な意識のレベルの事柄をもって人種差別撤廃条約にいう人種差別がなかつたとすることはできない。したがつて、上記第3の4及び上記第4で述べたとおり、裁判所は、警察官という公的機関による人種差別を終わらせるため、訴外男性に対する原告母の個人情報の提供は人種差別に当たり、国賠法上違法であることを示す判断を行い、さらに、

被害者に対して適切な救済を与えなければならならず、無形損害を適切に評価し、相当程度高額の損害賠償を認めるべきである。

以上